

印鑑登録

申請者が本人の場合…

▼申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート、在留カード等
(※お持ちでない方は代理人の場合と同じ取り扱いになります)

▼注意事項

- ・印鑑の大きさは一辺 25mm の正方形に収まるものから、8mmの正方形より大きいもの
- ・ゴム印やプラスチック加工など印面が変化しやすいもの(逆彫りなど)や、印面が著しく損傷した印鑑など印影が不鮮明なもの(印鑑の周囲が全体の1/3以上欠けている)、朱肉を使わないものは登録できません
- ・印鑑の文字は職業、資格等住民基本台帳に記載されている氏名以外の彫りものがあるものは登録できません
- ・**マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・在留カード等官公署発行の証明書**(顔写真が貼付されたもの)で本人と確認できるときには、その場で印鑑登録カードをお渡しできます

申請者が代理人の場合…

(本人申請が原則ですが、病気、その他やむを得ない事由により自ら申請できないとき)

▼申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・委任状(登録者本人自筆のもの)

▼注意事項

- ・本人の場合と同じ
- ・本人意思確認のため照会書・回答書を郵送しますので、照会書を送付した日から 30 日以内に回答書に記載し、登録申請した窓口へ持参してください。その際、本人確認ができるマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、資格確認書等の書類を提示していただきます。引き替えに印鑑登録カードをお渡します